

# フィリピンにおける 包括的税制改革の第2弾 企業復興税優遇法(CREATE) の概要

Republic Act. No. 11534  
フィリピン税務最新情報 4月号



## 今月の TOPIC

### フィリピンにおける包括的税制改革の第 2 弾－企業復興税優遇法(CREATE)の概要

2021 年 3 月 26 日、ドゥテルテ大統領の署名により

(CREATE - Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act)が成立しました。フィリピンでは、ドゥテルテ政権下で 1997 年以來 20 年ぶりの包括的税制改革が行われていますが、CREATE はその第 2 弾に位置付けられます。法人税率の大幅な引き下げと優遇税制の合理化を 2 本柱とする税制改革第 2 弾の議論は 2017 年の末頃に始まり、これまで TRAIN 2、TRABAHO、CITIRA など度々名称を変えて国会での審議が続いてきましたが、3 年強の年月を経て、今回 CREATE(共和国法第 11534 号)が成立したものです。

CREATE は、投資を誘致する税制を導入することで、生産性の向上、雇用創出、全体的な経済成長、財政の安定につなげることを目的としています。

- a) 税率を引き下げると同時に課税の範囲を拡大し、税の歪みを減らすことで、法人税制度の公平性と効率を改善する
- b) パフォーマンスに基づき、対象を定め、期限付きで透明性があり、かつ競争力のある優遇税制を構築する
- c) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックからの回復に際し、企業を支援し、国力を高める
- d) より公平な優遇税制を構築し、包括的な成長と雇用の創出を可能にし、特に開発が遅れている地域における優遇税制へのアクセスを容易にする

なお、CREATE(共和国法第 11534 号)は、官報または新聞への掲載後、15 日後に発効します。CREATE は 2021 年 3 月 27 日に Business Mirror 紙に掲載されており、2021 年 4 月 11 日が発効日となります。

本税務最新情報は、CREATE 成立に伴う税法の変更点の全てを網羅的に記載するものではありませんが、法人税制に係る主な変更点と優遇税制に関する主要な新規定を日本語で記載しています(情報の完全性・正確性を保証するものではありませんので、適宜、CREATE の原文を参照して頂きますようお願いいたします)。なお、本号の内容は 2021 年 4 月 2 日時点における情報に基づいています。

## 大統領による拒否権行使項目 (Direct VETO) の一覧

ドゥテルテ大統領は CREATE に署名するにあたり、最終法案の複数の項目に対して拒否権を行使しました。以下は拒否権が行使された項目の一覧になります。また、拒否項目は CREATE (共和国法第 11534 号) には反映されていないため、税法の解釈に際しては以下内容にもご留意頂きますようお願いいたします。

拒否権を行使した項目	拒否権を行使した理由	該当する Section
不動産売却時の付加価値税 (VAT) 免除の基準金額の引き上げ (250 万ペソ→420 万ペソ)	社会住宅 (Socialized Housing) の買い手をサポートするという本来の目的から外れるため  基準金額を引き上げると大幅な税收減を招く	Sec.109 (1) (P)
誤って納付された税金の税還付を内国歳入庁 (BIR) が申請から 90 日以内に対応すること (VAT 還付のケースは除く)	現実問題として、BIR が 90 日以内に処理することは難しいという税務行政上の理由	Sec.204 (C)
Investment capital (投資) の定義 (登録事業を遂行するために使用される土地または運転資金を "Investment Capital" から除くという提案)	現在、投資促進機関 (IPA) が使用している定義を継続的に利用すべき (土地、運転資本を定義から除くことはプロジェクト投資額を過少評価する可能性がある)	Sec.293 (G)
国内市場企業に対して過剰なインセンティブを付与すること (国内市場企業に対して特別税率を適用すること)	国内市場向け企業に対するインセンティブは、経済全体の利益になる場合にのみ認められるべきであり、追加控除で足りる	Sec.294 (B) Sec.294 (C) Sec.295 (B) Sec.296 (A) Sec.296 (B)
既存の登録プロジェクトが、SIPP に規定される条件を満たすことを前提に、同一プロジェクトで新たなインセンティブを受けること	新規プロジェクトのみが CREATE の下でインセンティブを受けられるべき	Sec.296 (A)

10年を超えない範囲で、1度のみのインセンティブ期間延長を認めること		Sec.296(B)
財政インセンティブ審査委員会(FIRB)の権限を制限すること(投資額が一定額以上のプロジェクトについてのみFIRBが監督権限を行使する)	投資額にかかわらずFIRBは全てのプロジェクトを監督すべき	Sec.297
Tierで言及されている特定のインダストリー	対象となるインダストリーは時代にあわせて臨機応変に検討する必要がある、法律で特定のインダストリーを規定する必要はない	Sec.296(B)
大統領に、IPAをCREATEのカバー範囲から除く権限を与えること	本法律の趣旨に反することに加え、将来の大統領が政治利用する可能性がある	Sec.301
インセンティブ申請における自動承認規定(FIRBあるいはIPAに全ての必要書類を提出してインセンティブの申請を行い、その後20日以内に反応がない場合には承認されたものとみなすこと)	CREATEの主眼はパフォーマンスベースの税制インセンティブを発展させることであり、FIRB、IPAには申請プロジェクトの内容を精査するための十分な時間が与えられるべき	Sec.297(B)

## CREATE における法人税関連税制の主な改正内容と留意点

法人税関連の主な改正点を以下にまとめています。なお、PEZA 登録支店の利益送金税の免税インセンティブと選択的標準控除制度(OSD-Optional Standard Deduction)は、これまでの税制改革第 2 弾の議論の中で優遇廃止あるいは縮小の検討がされていましたが、CREATE ではインセンティブが維持される内容となっており、参考情報として以下に含めています。また、新税制の導入に伴う具体的な対応方法については、今後 BIR から随時歳入規則および通達が公表されるものと考えられます。

- 内国法人、居住外国法人の法人所得税率は、2020 年 7 月 1 日から 25%とする。また、非居住外国法人の法人所得税率は、2021 年 1 月 1 日から 25%とする。ただし、内国法人の課税所得が 500 万ペソ以下かつ総資産(オフィスや工場が立地する土地を除く)が 1 億ペソ以下の条件を満たす場合、2020 年 7 月 1 日から法人所得税率を 20%とする。
- 内国法人が海外法人から受領する配当は、一定の条件を満たした場合には非課税となる。
- PEZA 登録支店の利益送金税免税のインセンティブは CREATE でも変更なく、維持される内容となっている。
- 2022 年 1 月 1 日から多国籍企業の ROHQ(地域経営統括本部)に与えられている法人税の優遇税率(10%)は廃止され、通常税率(25%)が適用される。
- 2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの間:
  - ✓ 私立の教育機関および病院の法人所得税率を 1%とする。
  - ✓ 内国法人および居住外国法人の最低法人税率を総所得の 1%とする(従来は 2%)。
  - ✓ 売上に対する VAT から免除され(年間売上 300 万ペソ未満)、かつ VAT 登録者でない者は、四半期売上高または四半期受取の総額 1% (従来は 3%)に相当するパーセンテージタックスを支払う。
- 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15%の最終所得税の対象となる。
- 証券取引所で取引されていない株式の居住外国法人/非居住外国法人による売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律 15%のキャピタルゲイン税が適用される(従来は譲渡益の金額に応じて 5%または 10%)。
- 不当留保金課税制度(IAET)の廃止。
- 企業の研修生(トレーニー)のスキル開発のために発生した労働訓練費用(公立高等学校、公立高等教育機関、公立技術職業教育機関に在籍し、労働法で定める養成訓練契約に該当するもの)について 2 分の 1 の追加控除を認める。ただし、条件として、企業は教育省(DEPED)、もしくは労働雇用省技術教育技能開発庁(TESDA)や高等教育委員会(CHED)から証明書を取得する必要があり、また当該追加控除は直接人件費の 10%を超えることができない。

- 課税年度中に支払いまたは計上した金利の額は、総所得から控除することができる。ただし、分離課税の対象となる利息収入がある場合には、当該収入に20%を乗じた金額相当額を減じた金額を限度として、支払い利息を損金算入することができる。
- 内国歳入法第40条(C)(2)における「資産の交換」において、免税(タックスフリーエクスチェンジ)となる対象範囲の拡大。また、免税処理を行うにあたって、従来とは異なり、BIRへの事前確認またはBIRルーリングの取得は求められない。
- 財務省は少なくとも3年に1回、控除可能源泉税に関する規則とプロセスを検討し、レビューした結果、既存の規則、プロセスが納税者に悪影響をおよぼし、重大な影響を与えていると判明した場合、BIRにその規則を変更するよう指示する。
- 選択的標準控除制度(OSD)はCREATEでも変更なし。

**CREATE(共和国法第 11534 号) – 優遇税制に関する主なポイントまとめ**

<p>法人所得税インセンティブ</p>	<p><b>・既存プロジェクト</b></p> <p>既存プロジェクトの移行期間は以下のように規定されている</p> <table border="1" data-bbox="584 427 1962 735"> <tr> <td data-bbox="584 427 1301 528">(1) ITH(法人税免税)のみのインセンティブが与えられているケース</td> <td data-bbox="1308 427 1962 528">プロジェクト登録時の条件に基づいて、残りの期間 ITH インセンティブを継続して享受できる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 533 1301 633">(2) ITH と特別税率(5%GIT)のインセンティブが与えられ、CREATE 発効前に ITH を享受しているケース</td> <td data-bbox="1308 533 1962 633">今後 10 年間は 5%GIT のインセンティブを享受することができる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 638 1301 735">(3) CREATE 発効前に 5%GIT のインセンティブを享受しているケース</td> <td data-bbox="1308 638 1962 735">今後 10 年間は 5%GIT インセンティブを享受することができる</td> </tr> </table> <p>なお、10 年の移行期間経過後の再申請オプション (Option to reapply) は大統領の拒否権の対象とはなっていないが、一方で、その後の延長オプション (一回限り) については拒否されている。移行期間経過後の取り扱いについては明確化が必要と思われる。</p> <p><b>新規プロジェクト</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出型企業は、戦略的投資優先計画 (SIPP) に該当するアクティビティについて、「法人税免税 (ITH) + 特別税率 (SCIT)」あるいは「法人税免税 (ITH) + 追加控除 (Enhanced Deduction)」インセンティブのいずれかを受けることができる (なお、国内市場企業の場合は後者のインセンティブのみ享受可能)。</li> <li>・輸出型企業の ITH の享受期間は事業カテゴリーや立地にもよるが 4 年から 7 年、その後の特別税率期間 (総所得の 5%) または追加控除期間は 10 年である (よって、インセンティブの享受可能期間の合計は最長で 17 年となる)。</li> </ul>	(1) ITH(法人税免税)のみのインセンティブが与えられているケース	プロジェクト登録時の条件に基づいて、残りの期間 ITH インセンティブを継続して享受できる	(2) ITH と特別税率(5%GIT)のインセンティブが与えられ、CREATE 発効前に ITH を享受しているケース	今後 10 年間は 5%GIT のインセンティブを享受することができる	(3) CREATE 発効前に 5%GIT のインセンティブを享受しているケース	今後 10 年間は 5%GIT インセンティブを享受することができる
(1) ITH(法人税免税)のみのインセンティブが与えられているケース	プロジェクト登録時の条件に基づいて、残りの期間 ITH インセンティブを継続して享受できる						
(2) ITH と特別税率(5%GIT)のインセンティブが与えられ、CREATE 発効前に ITH を享受しているケース	今後 10 年間は 5%GIT のインセンティブを享受することができる						
(3) CREATE 発効前に 5%GIT のインセンティブを享受しているケース	今後 10 年間は 5%GIT インセンティブを享受することができる						
<p>VAT (付加価値税) インセンティブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録企業が、登録事業のために直接的、且つ限定的に使用する物品およびサービスの輸入については輸入 VAT が免除となり、また同様のケースでの国内購入については VAT ゼロの取り扱いとなる。</li> <li>・既存プロジェクトの移行期間後の VAT の取り扱いが CREATE では不明</li> </ul>						

<p>関税インセンティブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本設備、原材料、スペアパーツ、付属品で、登録事業のために直接かつ限定して使用されるものは輸入関税を免除する。ただし、以下の条件を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該物品が、フィリピン国内で、十分な量、適正なクオリティ、リーズナブルな価格で入手できない場合</li> <li>➢ 関税免除を受けるためには、輸入前に IPA による事前承認が必要</li> </ul> </li> <li>・資本設備を一部登録外事業のために使用することも許されるが、その場合には事前に IPA からの承認が必要となり、また登録外事業における使用割合に応じて税金（輸入 VAT、関税）を納める必要がある。</li> <li>・輸入時から 5 年以内に資本設備などを売却、移転、処分する場合は IPA の事前承認をとる必要があり、また、輸入時に納めなかった関税を支払う必要がある。</li> <li>・VAT と同様、既存プロジェクトの移行期間後の関税の取り扱いが CREATE では不明。</li> </ul>
<p>地方税（地方事業税・固定資産税）インセンティブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SIPP に基づく新規登録事業について、仮に「ITH+SCIT」のオプションを選択した場合、特別税率期間中の特別税率（総所得の 5%）は全ての国税・地方税に代わるとされているため、この期間については別途地方税（地方事業税・固定資産税など）を納める必要はない。</li> <li>・一方で、「ITH」期間中、あるいは登録企業が「追加控除（ED）」のオプションを選択した場合の地方税の取り扱いが CREATE には明記されていないため、別途課せられるものと考えられる。</li> </ul>

## CREATE の概要(法人税法に関連する改正と優遇税制の合理化)

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
<b>法人の定義</b>		
<b>法人の定義</b>	<p>Sec. 22(B) 「法人」という用語には、設立または組織の如何を問わず、パートナーシップ、株式会社、共同アカウント、組合、または保険会社が含まれるが、General Professional Partnerships、および政府とのサービス契約に基づく運営コンソーシアム契約に基づいて建設プロジェクトを請け負うこと、または石油、石炭、地熱、その他のエネルギー事業に従事することを目的として設立されたジョイントベンチャーまたはコンソーシアムは含まれない。General Professional Partnerships とは、共通の専門的職業を行うことを唯一の目的として個人が設立したパートナーシップであり、その利益は、商取引や事業に従事することから得られるものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「法人」の定義に“One Person Corporations(一人会社)”が追加された</li> </ul>
<b>内国法人の所得税</b>		
<b>フィリピン内国法人の法人所得税率</b>	<p>Sec. 27(A) 内国法人は、フィリピン国内およびフィリピン国外で得た所得に対して 30%の法人所得税が課せられる (2009 年 1 月 1 日以降)</p> <p>会計年度を採用している企業の場合、課税所得は販売、仕入れ、その他取引が発生する特定の日付に関係なく計算されるものとする。会計年度の所得と費用は期間中の各月で等しく発生したものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国法人の法人所得税率は、2020 年 7 月 1 日から 25%とする。</li> <li>ただし、課税所得が 500 万ペソ以下かつ総資産(オフィスや工場が立地する土地を除く)が 1 億ペソ以下の内国法人の法人所得税率は 20%とする。</li> <li>会計年度を採用している企業の場合、課税所得は販売、仕入れ、その他取引が発生する特定の日付に関係なく計算されるものとする。会計年度の所得と費用は期間中の各月で等しく発生したものとみなす。</li> </ul>

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
	法人所得税率は、会計年度の新しい税率の対象となる月数に、その期間の法人の課税所得を掛け、12 で割った値に適用される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人所得税率は、会計年度の新しい税率の対象となる月数に、その期間の法人の課税所得を掛け、12 で割った値に適用される。</li> </ul>
<b>私立教育機関および病院</b>	Sec. 27(B) 非営利の私立教育機関および病院は課税所得に対して 10%の税が課せられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日の期間においては、税率を 1%とする。</li> </ul>
<b>フィリピン内国法人が受け取る配当</b>	Sec. 27(D) (4) 内国法人がその他の内国法人から受領した配当は非課税とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国法人がその他の内国法人から受領した配当は非課税とする。</li> <li>海外法人から受領した配当は、一定の条件を満たした場合に非課税となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ フィリピンに送金された配当が、配当受領の翌課税年度中にフィリピン国内の事業に投資されること(投資は運転資本、資本的支出、配当支払、国内子会社への投資、インフラプロジェクトに限定される)</li> <li>➤ また、内国法人が保有する海外株式について配当金の分配時まで、発行済み株式の少なくとも 20%の株式を直接的に 2 年保有していることを条件とする</li> </ul> </li> </ul>
<b>フィリピン内国法人の最低法人税</b>	Sec. 27(E) (1) 事業開始後 4 年日以降、当該課税年度の最低法人税額が通常の法人税率で算出された税額を超過する場合、総所得に対して 2%の最低法人税を課す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国法人の最低法人税は、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日の期間において総所得の 1%とする。</li> </ul>

## 居住外国法人の所得税

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
居住外国法人の法人 所得税率	Sec. 28(A) (1) 居住外国法人は、フィリピン国内源泉所得に対して、30%の法人所得税率が課せられる（2009年1月1日以降）。	・ 居住外国法人の法人所得税率は、2020年7月1日から25%とする。
居住外国法人の最低 法人税	Sec. 28(A) (2) 事業開始後4年目以降、当該課税年度の最低法人税額が通常の法人税率で算出された税額を超過する場合、総所得に対して2%の最低法人税を課す。	・ 居住外国法人の最低法人税は、2020年7月1日から2023年6月30日の期間において総所得の1%とする。
特定の居住外国法人に 対する法人所得税率	Sec. 28 (A) (4) および(A) (5) (B) 以下に該当する居住外国法人に対しては10%の法人所得税率が課せられる。  ・ オフショア・バンキングユニット (“OBU”) ・ 地域経営統括本部 (“ROHQ”)	・ OBUの優遇税率は廃止。 ・ 2022年1月1日から多国籍企業のROHQに与えられている法人税の優遇税率(10%)は廃止され、通常税率が適用される。
居住外国法人の支店 利益送金税	Sec. 28 (A) (5) 支店から本店への利益送金は15%の課税対象となる（ただし、PEZA登録されているアクティビティについては免税）。	・ 変更なし(PEZA登録支店の利益送金税は免税)。
居住外国法人のパス ブ所得	Sec. 28 (A) (7) (a) 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、7.5%の最終所得税の対象となる。	・ 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15%の最終所得税の対象となる。
居住外国法人の非上 場株式の売却による キャピタルゲイン税	Sec. 28 (A) (7) (c) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分に関して、譲渡益の最初のP100,000まで5%のキャピタルゲイン税、	・ 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律15%のキャピタルゲイン税が適用される。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
	P100,000 を超えた部分に関しては 10%のキャピタルゲイン税が課せられる。	
<b>非居住外国法人の所得税</b>		
<b>非居住外国法人の法人所得税率</b>	Sec. 28 (B) (1) 非居住外国法人は、フィリピン国内源泉所得に対して、30%の法人所得税率が課せられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>非居住外国法人の法人所得税率は、2021年1月1日から25%とする(事業所得、配当、ロイヤリティなどを含む全てのフィリピン国内源泉所得が対象)。</li> </ul>
<b>非居住外国法人の非上場株式の売却によるキャピタルゲイン</b>	Sec. 28 (B) (5) (c) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分に関して、譲渡益の最初の P100,000 まで 5%のキャピタルゲイン税、P100,000 を超えた部分に関しては 10%のキャピタルゲイン税が課せられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律 15%のキャピタルゲイン税が適用される。</li> </ul>
<b>不当留保金課税制度</b>		
<b>不当留保金課税</b>	Sec. 29 各企業の各課税年度の不当留保金に対して、10%の不当留保金税を課す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不当留保金課税制度は廃止。</li> </ul>
<b>所得からの控除項目</b>		
<b>所得からの控除</b>	従来なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>Sec. 34 (A) (1) (a) (v) 【追加】企業の研修生のスキル開発のために発生した労働訓練費用(公立高等学校、公立高等教育機関、公立技術職業教育機関に在籍し、労働法で定める養成訓練契約に該当するもの)について 1/2 の追加控除。また条件として、企業は教育省(DEPED)、もしくは労働雇用省技術教育技能開発庁(TESDA)や</li> </ul>

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
<b>利息の損金算入限度額</b>	Sec. 34 (B) (1) 課税年度中に支払いまたは計上した金利の額は、総所得から控除することができる。ただし、分離課税の対象となる利息収入がある場合には、当該収入に33%を乗じた金額相当額を減じた金額を限度として、支払い利息を損金算入することができる。	高等教育委員会(CHED)から証明を取得する必要があるほか、当該追加控除は直接人件費の10%を超えることはできない。  ・ 課税年度中に支払いまたは計上した金利の額は、総所得から控除することができる。ただし、分離課税の対象となる利息収入がある場合には、当該収入に20%を乗じた金額相当額を減じた金額を限度として、支払い利息を損金算入することができる。 ・ 将来、所得税率が調整される場合は、支払い利息の減額率もあわせて調整される。
<b>選択的標準控除 (Optional Standard Deduction)</b>	Sec. 34 (L) OSD(選択的標準控除)について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非居住外国人を除く個人は、総売上/受取額 (gross sales or gross receipts) の40%を超えない額での標準控除を選択することができる。</li> <li>・ 総所得 (gross income) の40%を超えない額での標準控除を選択できる(内国法人、居住外国法人)。</li> </ul>	・ 変更なし。
<b>タックスフリーエクステンジ</b>		
<b>タックスフリーエクステンジ(免税となる資産の交換)</b>	Sec. 40(C) (2) 資産の交換—例外  以下の吸収合併または新設合併計画に従った場合は利益および損失を認識しない。	・ 会社が組織再編の当事者であり、資産を組織再編の別の当事者である別の会社の株式または証券のみを対象として交換する場合、会社またはその株式、証券で利益または損失を認識しない。 ・ 組織再編は以下のように定義される。

## (従来ルール)

## (RA No. 11534)

(a) 吸収合併または新設合併の当事者である法人が資産をその吸収合併または新設合併の当事者である法人の株式のみと交換する場合。

(b) 株主が吸収合併または新設合併の当事者である法人の株式をその吸収合併または新設合併の当事者である他の法人の株式のみと交換する場合。

(c) 吸収合併または新設合併の当事者である法人の証券所有者が当該法人に対する証券をその吸収合併または新設合併の当事者である他の法人の株式または証券のみと交換する場合。

資産が個人から法人へ、当該法人の株式または持分と交換に譲渡され、その交換の結果、上記の個人が自分自身で、または4人を超えない他の個人とで上記の法人の支配権を握ることになった場合にも利益または損失を認識しない。なお役務の提供に対して発行された株式は、資産の対価として発行されたものとは見なされない。

- ・ (a) 吸収合併または新設合併の当事者である法人が資産をその吸収合併または新設合併の当事者である法人の株式のみと交換する場合。
- ・ (b) 買収会社の議決権株式の全部または一部と交換、または買収会社の支配下にある会社の議決権株式の全部または一部と交換によって他の会社の株式を取得する場合(買収の直前に支配権を持っていたかに関わらず、買収の直後に買収する会社がある他の会社の支配権を持つ場合)。
- ・ (c) 買収会社の議決権株式の全部または一部と交換、または買収会社の支配下にある会社の議決権株式の全部または一部と交換によって他の会社の実質的に全ての財産を取得する場合。
- ・ (d) 資本の再構成(Recapitalization)- 会社の株式、債権について、株主、債権者の合意のもと、金額、優先順位などが再調整されるもの。
- ・ (e) 再法人化(Reincorporation) - 新しい Charter の下で、存続する同じ資産、同じ株主による同じビジネスの形成。
- ・ 資産が個人、または4人を超えない他の個人から法人へ、当該法人の株式または持分と交換に譲渡され、その交換の結果、上記の法人の支配権を握る、もしくは支配権を維持することになった場合にも利

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
		<p>益または損失を認識しない。なお役務の提供に対して発行された株式は、資産の対価として発行されたものとは見なされない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当セクションに該当する株式と交換する資産の売却、交換は VAT の対象とはならない。</li> <li>上述の事例において、非課税処理を行うために BIR からの事前ルーリングの取得は必要とされない。</li> </ul>
<b>支配の定義</b>	<p>Sec. 40(C) (6) (c) 当セクションで使用している“支配”の定義は、議決権のある全ての株式の少なくとも 51%を所有することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>“支配”とは、資産の譲渡後に、議決権のある全ての株式の少なくとも 51%を所有することを指す</li> <li>支配の存在を判断する際には、個々の所有ではなく、集合的な所有を考慮する</li> </ul>
<b>源泉徴収</b>	従来なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>Sec. 57 【追加】財務省は少なくとも 3 年に 1 回、控除可能源泉税に関する規則とプロセスを検討し、レビューした結果、既存の規則、プロセスが納税者に悪影響を及ぼし、重大な影響を与えていると判明した場合、BIR にその規則を変更するよう指示する</li> </ul>
<b>VAT 免税取引</b>	<p>Sec. 109(1) (P) (R) (BB) VAT 免税取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低コスト住宅用に使用される不動産の売却、および PHP1,500,000 以下の住宅用土地または PHP2,500,000 以下の居住用の家屋</li> <li>書籍および固定価格で定期購読される有料広告の発行に専念していない新聞、雑誌などの販売、輸入、印刷、出版。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>低コスト住宅用に使用される不動産の売却、および PHP2,500,000 以下の住宅用土地または PHP4,200,000 以下の居住用の家屋</del> (2024 年 1 月 1 日以降、3 年に 1 度、上記金額は消費者物価指数を基に調整される) (大統領による拒否権行使)</li> <li>書籍および有料広告の発行に専念していない新聞、雑誌、ジャーナル、デジタル形式を含む教育、科学、文化資料のユネスコ協定の対象となる教育用書籍の販売、輸入、印刷、出版。</li> </ul>

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021年1月1日から2023年12月31日まで以下の販売または輸入。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- COVID-19防止用の個人用保護具製造のための資本設備およびスペアパーツ、原料</li> <li>- COVID-19のための薬、ワクチン、医療機器</li> <li>- 臨床試験で使用するためにFDAから承認されたCOVID-19用の医薬品(原料含む)</li> </ul> </li> </ul> <p>上記は、BIRおよびBOCの事後調査の対象となる。</p>
VAT 免税者に関する税	Sec. 116 売上がVATから免除され、VAT登録者でない者は(年間売上300万ペソ未満)、四半期売上高または四半期受取の総額3%に相当する税金(パーセンテージタックス)を支払うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上がVATから免除され、VAT登録者でない者は(年間売上300万ペソ未満)、四半期売上高または四半期受取の総額3%に相当する税金を支払うものとする。2020年7月1日から2023年6月30日までの期間において税率を1%とする。</li> </ul>
誤って支払った税に関する還付	Sec. 204(C) 従来は還付の期間に関する規定なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>— <del>BIR長官は、納税者が全ての必要書類を提出し、還付申請を受理してから90日以内に還付を行う。還付申請を否認する場合には、その理由を書面で納税者に通知する</del></li> <li>・ <del>還付申請が否認された場合、納税者は否認通知を受けた日から30日以内にCTAへ提訴が可能 (大統領による拒否権行使)</del></li> </ul>

## New Title XIII (Tax Incentives) under CREATE (RA No.11534)

### 優遇税制に関する一般条項

#### 優遇税制に関連する対 象範囲 (Title XIII) Sec. 291

- ・ 優遇税制に関する条項(税法の第 13 編)は、税法または関連法律に定義されている既存の全ての投資促進機関(IPA)を対象に含める。
- ・ 税法で修正された範囲を除き、IPA は、特別法の下で、その機能と権限を維持する。

#### インセンティブを付与す る権限 Sec. 292

- ・ 財政インセンティブ審査委員会(FIRB)、もしくは IPA(FIRB から権限移譲された場合)は、登録事業者(RBE)の戦略的投資優先計画(SIPP)に基づいて登録されたプロジェクトに対してインセンティブを与える。

#### 用語の定義

Sec. 293 インセンティブのセクションで使われる特定の用語は、法律(CREATE)の下で定義される(下記では、重要な用語のみ記載)

- ・ (D) “Domestic market enterprise” - 輸出型企業以外で、IPA に登録されている企業。
- ・ (E) “Export enterprise” - 製造、組立、加工などの製造業、もしくは IT やビジネスアウトソーシングなどのサービス業で、IPA に登録している個人、パートナーシップ、外国法人のフィリピン支店、その他のフィリピンの法律に基づいて設立された法人。また、総生産または総アウトプットの少なくとも 70%を直接輸出、もしくは最終的な製品輸出を行う別の輸出型企業に販売することが必要。
- ・ ~~(G) “Investment capital” - 登録プロジェクトのために使用されるフィリピン通貨で示された投資の価値(土地、運転資本は除く)。ただし、不動産開発プロジェクトの場合には土地を Investment capital に含める。また、土地改良、建物、借地改良、機械設備、その他の有形固定資産は Investment capital に含む(大統領による拒否権行使)~~

### インセンティブ(税制優遇措置)

#### 法人所得税インセンティブ Sec. 294-296

- ・ インセンティブは、(a) ITH+(b) 特別税率、もしくは(a) ITH+(c) 追加控除が与えられる。

- a) ITH (Income Tax Holiday – 法人所得税免税)
  - b) 特別税率 (5% 総所得課税、全ての国税、地方税に代わる) – 輸出型企業、~~国内市場向け企業 (かつ最低 5 億ペソ投資)~~、~~SIPP で Critical にカテゴリーされるアクティビティに登録する国内市場向け企業 (SIPP の Critical とは、NEDA が国家発展のために定めたインダストリー)~~
    - 経済区および Freeport Zone の外に立地する登録企業が、国に対して総所得の 3% を納め、一方で地方政府に対して 2% を納付するという提案 (大統領による拒否権行使)
  - c) 追加控除 – 輸出型企業、国内市場向け企業、~~SIPP で Critical にカテゴリーされるアクティビティに登録する国内市場向け企業 (大統領による拒否権行使)~~
    - 登録事業の生産およびサービスのために取得した資産の減価償却費控除額 (建物の 10%、機械・設備の 20%)。
    - 直接労働コストの 50% 追加控除 (間接部門のコストは含まない)。
    - 課税年度に発生した登録プロジェクトに関する R&D 費用の 100% 追加控除 (R&D 費用は登録プロジェクトに関するもので、フィリピン人従業員の給与、国内の R&D 機関への支払に限定)。
    - 登録プロジェクトに直接関わるフィリピン人従業員のトレーニング費用の 100% 追加控除 (IPA の承認が必要)。
    - 課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる国内投入費用 (Domestic Input Expense) について 50% の追加控除。
    - 課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる電気代の 50% の追加控除。
    - SIPP に記載されている活動のいずれかに再投資された剰余金の額の 50% に相当する額の控除。控除は、再投資の時点から 5 年間可能。
    - 商業生産開始後 3 年以内に発生した欠損金は、発生の翌事業年度以降 5 年間の繰り越しが可能。
- 輸出型企業、~~SIPP で Critical にカテゴリーされるアクティビティに登録する国内市場向け企業~~ – 4-7 年の ITH + 10 年の特別税率 or 10 年の追加控除
  - 国内向け企業 (~~かつ、SIPP で Critical にカテゴリーされないもの~~) に関しては、4-7 年の ITH + ~~5 年の特別税率 or 5 年の追加控除 (特別税率を選択するには最低 5 億ペソの投資が必要)~~ (大統領による拒否権行使)

- ~~CREATE 発効前における既存の登録プロジェクトについては、SIPP で定められる基準や条件を満たすことを前提に、所定の期間、インセンティブを享受することが出来る(大統領による拒否権行使)~~
- CREATE 発効前における輸出型企業の既存の登録プロジェクトについては、移行期間終了後(e.g. 5%GIT の移行期間 10 年)、インセンティブを再申請するオプションが与えられ、その場合は SEC.294(B)に定められるインセンティブ(特別税率)を享受することができる。~~さらに、SIPP で定められる基準や条件を満たし、FIRB のパフォーマンスレビューの要件を満たせば、一度限り、10年を超えない範囲で一定期間延長されうる(大統領による拒否権行使)~~
- 輸出型企業、~~Critical~~にカテゴリーされる国内市場向け企業(大統領による拒否権行使)

地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3
NCR(マニラ首都圏)	4year ITH +10year SCIT or ED Total 14years	5 ITH +10SCIT or ED Total 15years	6 ITH +10SCIT or ED Total 16years
Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5 ITH +10SCIT or ED Total 15years	6 ITH +10SCIT or ED Total 16years	7 ITH +10SCIT or ED Total 17years
その他地域	6 ITH +10SCIT or ED Total 16years	7 ITH +10SCIT or ED Total 16years	7 ITH +10SCIT or ED Total 17years

\*) SCIT(特別税率)、ED(追加控除)

国内市場向け企業(ただし、特別税率を選択出来るのは5億ペソ以上の投資が条件)(大統領による拒否権行使)

地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3
NCR(マニラ首都圏)、	4 ITH +5 SCIT/ED Total 9years	5 ITH +5SCIT/ED Total 10years	6 ITH +5SCIT/ED Total 11years
Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5 ITH +5 SCIT/ED Total 10years	6 ITH +5SCIT/ED Total 11years	7 ITH +5SCIT/ED Total 12years
その他地域	6 ITH +5 SCIT/ED Total 11years	7 ITH +5SCIT/ED Total 12years	7 ITH +5SCIT/ED Total 12years

Tier 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用創出の可能性が高いもの</li> <li>・ 基本的な商品やサービスの提供が不足しているセクター</li> <li>・ イノベーション・アップグレード・バリューチェーンの向上を通じて価値を生み出すもの</li> <li>・ 産業開発に必要なセクターに必要なサポートを提供するもの</li> <li>・ 潜在的な比較優位を生み出すものなど</li> </ul>
Tier 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地で提供されていない材料、部品、コンポーネント、サービスなどで、産業開発、輸入代替のために不可欠なもの</li> </ul>
Tier 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付加価値・生産性・効率の向上・ヘルスケアの躍進・高給の仕事をもたらす研究開発</li> <li>・ 新しい知識・知的財産をもたらすもの</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許・意匠・著作権・実用新案の商品化</li> <li>・ ハイテクな製造業</li> <li>・ 経済の構造的変革に不可欠なもの</li> </ul>
--	---

- ・ 対象となる特定のインダストリーの法律への明記(例:農業、漁業、林業、アグリビジネス、輸出向け手工芸品、エネルギー)(大統領による拒否権行使)
- ・ 上記に加え、大統領府が定める紛争や災害から復興を目指す地域においては、さらに2年のITHが与えられる。
- ・ CREATE発効前に、IPAに登録しているプロジェクトで、インセンティブの期間中にNCRから完全に移転した場合は、追加で3年のITHが与えられる。追加のインセンティブは移転が完了した時点から与えられる。
- ・ カテゴリーは立地する地域とインダストリー、その他SIPPで規定されるファクターによって決定される。
- ・ カテゴリー、地域の基準はSIPPにおいて3年毎に見直される。

**VAT インセンティブ**

Sec. 294-296

- ・ 登録プロジェクトのために直接かつ限定的に使用される財・サービスの輸入に関してVAT免税、また国内購入の場合はVATゼロ(一方で、登録外事業から生じる収益・その他利益についてはVATの対象となる)。

**関税インセンティブ**

Sec. 294-296

- ・ 登録プロジェクトのために直接かつ限定的に用いられる資本設備、原材料、スペアパーツなどに関しては関税免除(フィリピン国内で、十分な量、適正なクオリティ、リーズナブルな価格で入手できない場合)。
- ・ 関税免除を受けるためには、輸入前にIPAによる事前承認が必要。
- ・ 資本設備を、一部登録外事業のために使用することも許されるが、その場合はIPAの事前承認を得るとともに、使用割合に応じて税金(輸入VAT、関税)を支払う必要がある。
- ・ 輸入時から5年以内に資本設備などを登録外事業に使用する場合はIPAの事前承認をとる必要があり、また、輸入時に納めなかった関税を支払う必要がある。

FIRB の機能は、

- A. インセンティブポリシー策定、投資促進機関の監督
- B. IPA の推薦をもとに、費用対効果を考慮し、インセンティブの承認(10 億ペソ以下の投資のプロジェクト承認は、FIRB から IPA に委任する。金額基準は今後変更される可能性あり) **また、全ての必要書類含む申請書の提出後、20 日以内に返答がない場合は、インセンティブは承認されたものとみなす(大統領による拒否権行使)**
- C. 政府所有・管理企業、その他政府機関、州立大学などへの補助金を承認
- D. 災害や紛争から復興を目指す地域において、場所固有の戦略的投資計画を策定し、大統領に推薦
- E. 付与したインセンティブの取り消し
- F. 政府所有・管理企業、その他政府機関、州立大学などへの補助金の取り消し
- G. IPA へ登録企業毎のインセンティブデータを提出するよう要求
- H. 企業毎のインセンティブについてデータを公表
- I. 補助金を受けている政府所有・管理企業などや LGU からデータを要求、調査
- J. 年次レポートを大統領府に提出
- K. ヒアリング後、当法律に基づき、税制上の優遇措置、または補助金の承認、不承認、取り消し、一時停止、撤回、没収に関する問題を決定(影響を受ける企業は、30 日以内に CTA へ訴訟が可能)
- L. 必要な規則、規制についての公表
- M. SIPP に基づく非常に望ましいプロジェクト、または非常に具体的なアクティビティに関して、Non-Fiscal 支援を与えるよう大統領に推薦
- N. 輸入への依存を減らすために国内のサプライチェーンの発展、拡大のための政策を採用する。輸出、現地消費に関わらず、洗練された財、サービスの促進
- O. この法律の目的を達成するために必要な、またはそれに付随するその他の全ての権限の行使

**FIRB は、10 億ペソ以上のプロジェクトに対して、~~税務インセンティブを享受するための条件としてのターゲットパフォーマンスメトリクス~~の決定、IPA への登録企業に関するデータ要求、必要に応じてインセンティブをキャンセルするなどの機能を果たす(大統領による拒否権行使)**

---

**FIRB 組織構成**

Sec. 298

- ・ Board
  - Chairperson: 財務大臣
  - Co-Chairperson: 貿易産業大臣
  - Members:
    - ✓ 官房長官
    - ✓ 予算管理大臣
    - ✓ 国家経済開発長官
- ・ Secretariat
  - Head: 財務次官補
  - Staff: 政府税制調査機関
- ・ Technical committee
  - Chairperson: 財務次官
  - Members:
    - ✓ 事務局長室次官(補)
    - ✓ 貿易産業次官/投資委員会運営責任者
    - ✓ 予算管理次官(補)
    - ✓ 国家経済開発副長(補)
    - ✓ 内国歳入庁(副)長官
    - ✓ 関税局(副)長官
    - ✓ 競争委員会委員長
    - ✓ 各 IPA の責任者

---

**SIPP(戦略的投資優先**

Sec. 300

**計画)**

- ・ BOI(投資委員会)は、FIRB、IPA、その他の政府機関や民間部門と調整して SIPP を策定し、大統領へ推薦し、大統領が承認する(特に中小の国内企業を成長させるために高スキルの仕事を創出するために必要な非財政支援の推薦を含む)。
-

- 
- ・ SIPP の有効期間は 3 年で、3 年毎に見直しが行われる。
  - ・ SIPP は以下の内容を含む
    - フィリピン開発計画やその他の政府のプログラムと整合的である優先プロジェクト(以下の要素を考慮)
      - 投資金額
      - 雇用の創出(特に発展が遅れている地域における)
      - 純輸出の金額
      - 新技術の仕様
      - 持続可能な開発をもたらすプロセス、イノベーション(適切な環境保護システムなど)
      - バリューチェーンを補完するもの
      - 市場競争力の強化
      - 洗練された製品生産、サービス提供するためのフィリピン企業および専門家の能力強化
      - フィリピンの食料安全保障への貢献と農業、漁業部門の収入増加
      - グローバルな事業につながるサービス、アクティビティ
    - 立地、インダストリーによるカテゴリーの規定
    - 追加控除の条件規定

プロジェクトまたはアクティビティは、特定の分野または産業のための適格要件または条件、および BOI が定めたその他の制限を遵守しなければならない

プロジェクトまたはアクティビティが SIPP に記載されていない場合、いかなる場合でも投資促進機関が申請を受け入れることはない。SIPP に記載されていないプロジェクトまたはアクティビティは、自動的に不承認となる

---

## 大統領の権限

Sec. 301

- ・ FIRB の推薦により、国家経済発展のために非常に望ましいプロジェクト、または非常に具体的なアクティビティに関して(高いスキルの雇用創出、外国資本の誘致など)については、大統領がインセンティブを与える権限を持つ(ITH は最大 8 年、その後 5%GTI の特別税率を与えることができる。ただしインセンティブ期間が 40 年を超えることはない)。

- 
- ・ 大統領の権限は、FIRB が以下の事項を検討し、ポジティブな推薦をしたときのみ、行使が可能となる。
    - プロジェクトが包括的な持続可能な開発計画を持っている
    - 最低投資金額は 500 億ペソ、もしくは 3 年で 1 万人以上の直接雇用を生むこと
    - ~~大統領は、IPA を CREATE のカバー範囲から除外し、FIRB の管理の対象から外す決定を行う権限を持つ~~ (大統領による拒否権行使)
- 

#### SIPP の修正

Sec. 302

BOI は、投資優先順位の決定基準など一定の要件の下、1) 追加の地域を SIPP に含め、2) 投資地域の宣言の条件を変更し、また、3) SIPP の有効期間内にプロジェクトやアクティビティが優先事項でなくなったと判断した場合には、その活動を一時的に停止することができる。

---

#### 公告

Sec. 303

SIPP の全部或いは SIPP の一部修正が承認された場合、一般に購読されている少なくとも 1 つの新聞、または官報に掲載されなければならない。

---

#### インセンティブを受けるための要件

Sec. 304

登録企業は以下の要件を満たす必要がある

- ・ SIPP に含まれるプロジェクトに従事する
  - ・ 合意された期間、ターゲットパフォーマンスメトリクスを満たす
  - ・ 企業によって登録された各プロジェクトの投資、売上、費用、利益/損失を特定するための適切な会計システムを導入する。または、IPA が要求した場合には、登録プロジェクト毎に別々の会社を設立する
  - ・ E-Receipting、E-Sales などの電子帳票システムの要件に準拠すること
  - ・ 組織の実質的所有者と関連者に関する年次報告書の提出
- 

#### 税務申告書の提出、タックスインセンティブレポートの提出

Sec. 305

全ての登録企業およびその他の登録事業体は、

- 
- ・ BIR への税金の申告・納付のための電子申告・支払システムを利用して、申告期限までに税金の申告と納税を行う必要がある。ただし、納税義務を果たすために電子システムを利用できない協同組合およびその他の登録事業体は、それぞれの税務署(RDO)に申告する必要がある。
  - ・ IPA またはその他のインセンティブを管理する政府機関が行う税制優遇措置を利用する登録企業およびその他の登録企業は、法人所得税のインセンティブ、VAT の免除およびゼロレート、関税の免除、地方税の免除等に関連する完全な年次タックスインセンティブレポートを、それぞれの IPA あるいはその他のインセンティブを管轄する政府機関に提出しなければならない。
  - ・ 関係する IPA またはその他のインセンティブを管理するその他の政府機関に年次のベネフィットレポートを提出する必要がある。このベネフィットレポートには、承認された投資額と実際の投資額、承認された雇用レベルと実際の雇用創出、承認された輸出と輸入、国内購入、利益と配当の支払い、納税申告と納税の法定期限から 30 暦日以内に支払われた全ての税金、源泉徴収された税金などのデータが含まれるが、これらに限定されない。
  - ・ 年次タックスインセンティブレポートと年次ベネフィットレポートのコピーは、電子形式で FIRB にも提出されなければならない。

インセンティブを管理する IPA およびその他の政府機関は、関連する税務申告書の法定提出期限の終了から 60 暦日以内に、登録企業およびその他の登録企業のリストに基づいて、それぞれの年次タックスインセンティブレポートを BIR に提出しなければならない。

**提出・報告義務違反に** Sec.308

**対する罰則**

IPA または インセンティブを管理するその他の政府機関への提出・報告義務に従わない場合、登録企業には以下の罰則が科せられる。

- (a) 最初の違反 - 10 万ペソの罰金の支払い
- (b) 2 回目の違反 - 50 万ペソの罰金の支払い
- (c) 3 回目の違反 - FIRB は、登録企業の IPA または インセンティブを管理するその他の政府機関への登録を取り消し

ただし、提出できなかったことが、登録企業やその他の登録企業の過失によるものでない場合、ITH やその他のインセンティブの利用を停止する理由にはならないものとする。また、罰則による徴収金は一般財源に帰属するものとする。

---

**ワンストップアクション** Sec. 310

**センターの設置**

全ての IPA はワンストップショップまたはワンストップアクションセンターを設置する。ワンストップアクションセンターは、ビジネス環境改善法(RA No.11032)に準拠して、地方自治体(LGU)と登録企業との間のコーディネーションのサポートを含め、登録事業の開始と実行を手助けするものである。登録企業は、インセンティブの有効期限後であっても、ワンストップアクションセンターを利用することができる。

---

**既に登録しているプロ** Sec. 311

**ジェクトのインセンティブの取り扱い(移行期間)**

- ・ (A) ITH(法人税免税期間)のみのインセンティブが与えられ、CREATE 発効前に当該 ITH を享受している登録企業は、当初予定されている期間に関して、ITH のインセンティブを享受することができる。
- ・ (B) ITH と特別税率(総所得の 5%課税)のインセンティブが与えられている登録企業で、CREATE 発効前に ITH を享受している場合、今後 10 年間は 5%GIT のインセンティブを享受することができる。
- ・ (C) CREATE 発効前に 5%GIT のインセンティブを享受している登録企業は、今後 10 年間同じインセンティブを享受することができる。

**資料に関するお問い合わせ先(PwC フィリピン日系企業部)**

**東城 健太郎**(エグゼクティブディレクター)

+63 (2) 8459 2065 (直通)  
+63 (917) 899 3509 (携帯番号)  
kentaro.tojo@pwc.com  
www.pwc.com/ph

**林田 俊哉**(シニアマネージャー)

+63 (2) 8459 3186 (直通)  
+63 (917) 805 5728 (携帯番号)  
toshiya.hayashida@pwc.com  
www.pwc.com/ph

© 2021 Isla Lipana & Co. All rights reserved. At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 155 countries with more than 284,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com](http://www.pwc.com). PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

